

鳥獣3計画の策定について

計画の位置づけ

大阪府では、人と野生鳥獣との適切な関係を構築するとともに生物多様性の維持を基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第4条に基づき「大阪府鳥獣保護管理事業計画」を策定しています。

また、農林業等への被害を起しているシカ及びイノシシを適正に管理するため、法第7条の2に基づき「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画」及び「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。

現行3計画について、令和3年度末（令和4年3月31日）をもって計画期間が終了したことから、環境省が法第3条に基づき定めた「基本指針※」に即して、令和4年度からの新たな計画を策定しました。

※ 「基本指針」は5年毎に見直し

①第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画

https://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/yaseidoubutu/hogo_kanri.html

②大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/yaseidoubutu/shika.html>

③大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/yaseidoubutu/inosisi.html>

計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

主な変更点

①第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画

・オオタカ等の捕獲許可の取り扱い等について

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種に係る捕獲許可は慎重に取り扱うこととし、特にオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲等を認めない。

②大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第5期）

・管理の目標

項目	短期目標（令和8年度まで）	長期目標（令和18年度まで）
農林業被害の軽減		
（農業被害）	農業被害金額を第4期計画期間から2割減少させる。	農業被害アンケートにおける農業被害強度が「大きい」又は「深刻」である地域をなくす。
（林業被害）	新規植栽地において、森林復旧に影響を与えるような林業被害を発生させない。	
森林の下層植生への被害の軽減	下層植生の衰退度2の地域を衰退度1にする。	下層植生の衰退度を各調査地点において1ランク以上低下させる。
生息分布域の拡大防止	隣接府県から中南部地域（特に南河内・泉州地域）へ進入した個体が定着することを防止する。	

• 個体数管理の目標

地 区	短期目標（令和8年度まで）	長期目標（令和18年度まで）
北部地域	推定平均生息密度を 10頭/km ² 以下にする。 （※捕獲目標：1,550頭/年）	推定生息密度が10頭/km ² 以上の 地域をなくす。
中南部地域	市町村のシカへの意識を高めるとともに、モニタリング調査により状況把握に 努め、確認された個体を捕獲することにより、隣接府県からの進入個体の地域 への定着を防止する。	

※捕獲目標は、モニタリング調査の結果を踏まえ、適宜見直しを行う。

• 被害防除対策の目標

項 目	内 容
農業被害対策	防護柵の適切な設置・維持管理の方法等の正しい被害防除技術や知識の普及 啓発等を行い、地域の被害防除対策への意識を高めることにより、農業被害 アンケートにおいて、「防護柵の効果がない」の回答がなくなるようにする。
森林被害対策	新規植栽地等における効果的な防護柵やツリーシェルターの設置等を推進 するとともに、適切な除間伐の実施等により森林生態系を保全する。

③大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第4期）

• 管理の目標

項 目	短期目標（令和8年度まで）	長期目標（令和18年度まで）
農業被害の軽減	農業被害金額を第3期計画期間か ら2割減少させる	農業被害アンケートにおける農業 被害強度が「大きい」又は「深刻」 である地域をなくす

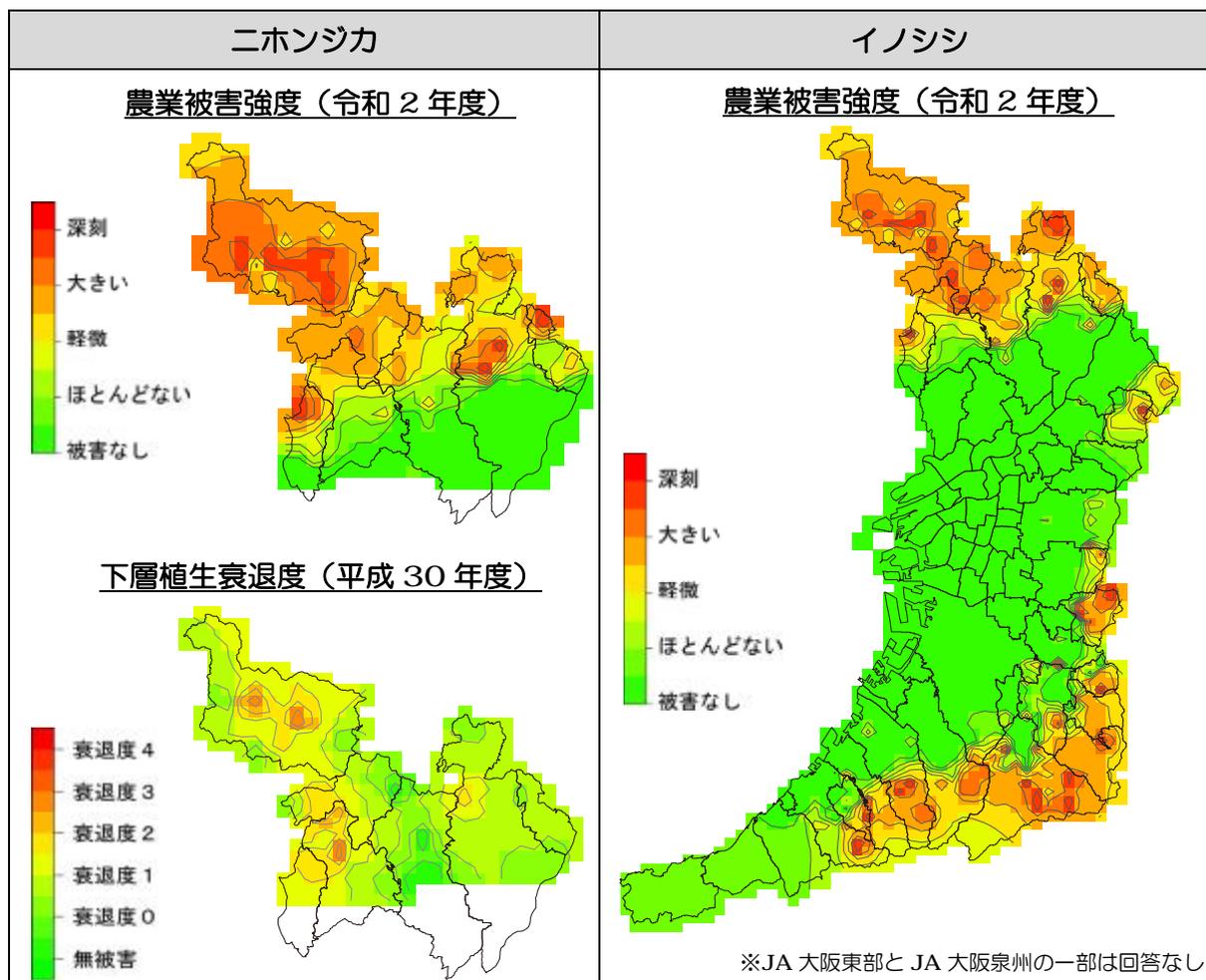
• 個体数管理の目標

地 区	捕獲目標	備 考
北部地域	500頭	直近2年の捕獲実績の平均 （豚熱等の影響により、個体数が急激な減少傾向にあるため、 直近2年の捕獲圧を維持）
中部地域	700頭	直近5年の捕獲実績の平均に2割程度上乗せ （北河内地域を中心に分布拡大傾向のため、捕獲を強化）
南河内地域	900頭	直近5年の捕獲実績の平均 （個体数はほぼ一定から減少傾向のため、同程度の捕獲圧を維持）
泉州地域	1,400頭	直近5年の捕獲実績の平均 （個体数はやや減少傾向のため、同程度の捕獲圧を維持）
大阪府全域	3,500頭	

※捕獲目標は、モニタリング調査の結果を踏まえ、適宜見直しを行う。

• 被害防除対策の目標

項 目	内 容
農業被害対策	防護柵の適切な設置・維持管理の方法等の正しい被害防除技術や知識の普及 啓発等を行い、地域の被害防除対策への意識を高めることにより、農業被害 アンケートにおいて、「防護柵の効果がない」の回答がなくなるようにする。



計画策定の経過

- ◆ 令和3年9月28日 第1回 大阪府環境審議会野生生物部会※ 開催 諮問・審議
- ◆ 令和3年12月8日 第2回 大阪府環境審議会野生生物部会 開催 審議
- ◆ 令和3年12月27日 パブリックコメントの実施、関係機関との協議等
～1月27日
- ◆ 令和4年2月14日 第3回 大阪府環境審議会野生生物部会 開催（書面開催）
- ◆ 令和4年2月25日 第3回 野生生物部会 意見とりまとめ・答申
- ◆ 令和4年3月28日 計画の公表、環境大臣への報告
- ◆ 令和4年4月1日 計画に基づく対策の実施
- ◆ 令和4年6月8日 大阪府環境審議会への報告

（※）大阪府環境審議会野生生物部会

・学識経験者、農林業関係団体、自然保護団体、狩猟者関係団体で構成